



Title	企業経営と社会監査
Author(s)	桜井, 克彦
Citation	経営と経済, 58(2-3), pp.1-17; 1979
Issue Date	1979-03-01
URL	http://hdl.handle.net/10069/28054
Right	

This document is downloaded at: 2019-07-20T16:07:06Z

企業経営と社会監査

桜井克彦

序

第1節 企業業績の評価と公表

- (i) 企業業績の測定と評価
- (ii) 企業業績の公表

第2節 社会監査の概念

- (i) 社会監査の定義
- (ii) 社会監査の種類
 - (a) リノウスの社会経済活動計算書
 - (b) プログラムド・マネジメント・アプローチおよびプロセス監査

第3節 社会監査の意義

序

現代の企業は、社会的責任の実践を不可避とするのであって、その経営者は社会的責任指向の経営活動を行なうことを必要とする。かかる経営活動の遂行にあたって経営者は、社会的責任に関する企業業績を把握し、政策目標に照らしてその是非を明らかにせねばならない。また、社会の期待に照らして企業業績を評価せねばならないのである。これらのことは、社会的責任の面から企業業績をいかにして測定し評価すべきかという問題を提示する。

ところで、企業活動の社会的影響が増大するに伴い社会のひとびとは企業の活動状況について知ることを願うようになってきており、ここから経営者は社会的責任に関して企業業績を測定し公表していくことを必要とするに至っている。そして、このことはまた、社会的責任に関する企業業績の測定のための適切な方法の展開を要請するのである。

本稿では、社会的責任の見地から行なわれるところの企業業績の評価と公表の意義について述べたあと、企業業績の測定と評価を扱うところの社会監査概念について簡単に考察することにした。

第1節 企業業績の評価と公表

社会的責任を指向して経営政策活動を行なうことは、社会的責任の見地から企業活動の結果を測定し評価することを含んでいる。かかる評価は政策目標の実現に向けて企業内のひとびとを導くために、また、将来のより良き経営政策の策定のために不可欠である。なお、企業活動に対する社会的関心の増大は企業の活動状況の公表を要請しており、経営者は経営政策活動の結果をなるべく公表することを必要としている。

(i) 企業業績の測定と評価

社会的責任に関する企業業績の評価という場合、それはまず、設定された社会的責任目標に照らして企業活動の結果を測定し評価することの意味に用いられる。この意味の業績評価は、経営計画における目標値の見地から実績を評価するといういわゆる統制活動に関連しており、企業におけるこの種の評価活動の典型的なものは予算管理における統制過程にみることができ

る。社会的責任指向の経営政策活動は、それがいわゆる経営過程の一種として、計画設定から統制にいたる一連の過程によって構成される以上、かかる業績評価過程を伴うことは当然のことである。経営者は計画における目標値を達成するためには、計画と実績とを比較しその差異を把握せねばならず、差異の原因を明らかにせねばならない。このことによってかれは、自己の指揮下にあるひとびとを目標の達成に向けて、より合理的に動かさるのである。社会的責任の達成を目指して企業を運営するためには、経営者がこの種の業績評価活動を必要とすることは、改めて指摘するまでもないであろう。

ところで、変化する社会の期待に対応して企業の存続・成長を計るためには、経営者は社会がどのような社会的責任の履行をどの程度に企業に期待しているかを把握し、かかる期待に照らして企業活動の結果を測定し分析し評価せねばならない。この種の業績評価は経営者がより社会的責任指向の経営政策を将来にわたって策定していくために不可欠であるといえるのであ

て、企業業績のそのような評価が存在するとき、より社会的責任指向の形で企業行動の目標、方針、計画が、あるいは経営組織が設定されうることになる。かかる業績評価に際しては、過去あるいは現在における企業活動についてその結果を眺めるに止まらず、将来の予想される活動結果についてもその評価が行なわれることが望ましいであろう。

加えて、社会的責任にかなうように、経営者が企業を導きうるためには、上のような形で社会的責任の見地から企業活動の結果についてその是非を評価するのみならず、そのような結果の依って生ずる経営政策的要因についても分析と評価を行なう必要がある。すなわち、経営政策活動のプロセス全般についてその是非が検討されねばならないのであって、状況把握、政策策定、組織化、動機づけ、結果の評価といった経営政策過程の諸要素のすべてにわたってそれらの手続きと内容が十分に社会的責任指向であるかが明らかにされねばならないのである¹⁾。このような形で経営政策活動の諸過程の評価がなされるとき、より社会的責任指向の経営政策活動が可能となるといえよう。

(ii) 企業業績の公表

近年、実業界において、また社会のさまざまな領域において社会監査なる概念に対する関心が高まりつつある。社会監査はしばしば企業における社会的責任実践状況の公表に関連しており、かかる社会監査への関心の増大は、社会的責任についての企業業績の企業自身による公表を社会が要請しつつあること、ならびに企業はそのような要請に答えることを不可避とされつつあることを物語っている。

企業はその社会的責任への社会的関心の増大に伴い、好むと好まざるとに拘わらず、社会的責任の見地からその業績を測定しその結果を公表していくことを必要とするに至りつつある。企業は、社会的に無責任であるという社会の非難を和らげ、自己へのひとびとの理解を深めるためにも、その活動と構造を社会に公表していくことを迫られているのである。

以上、本節では社会的責任に関する企業業績の評価と公表の必要性を指摘した。企業が直面する社会的責任の種類は、多様でありかつ流動的である。ま

た、責任のあるものはその数量化が困難である。加えて、企業がどの程度に責任の達成を社会から期待されているかは必ずしも明確ではない。これらのことは、社会的責任に関する企業業績の測定、評価、あるいは公表を困難にしている。それにも拘わらず、企業が直面する多様な責任について企業業績を測定し評価することが、ならびに企業業績を公表することが、現代の企業経営者にとり不可避となっているのであって、業績の測定と評価、あるいは公表のためのなんらかのワークブルな手法の開発が喫緊となっているのである。

第2節 社会監査の概念

企業もしくは会社の社会監査 (Corporate Social Audit) なる問題が、近年、学界、実業界をはじめ各方面で注目を浴びつつあることは、改めて指摘をまつまでもない。例えば、学界の場合、経営学の領域においては、企業の社会的責任をとり上げる論者の多くが社会監査の問題に言及するに至っている²⁾。会計学の領域でも、伝統的な監査と並んで社会監査が盛んに論じられつつある³⁾。また、実業界においても、社会監査の概念は議論の段階に止まらず、試行錯誤的な形での実験段階にあるとはいえ、幾つかの企業において既に実践への適用の段階へと向いつつある。更には、他の社会領域においても社会監査への関心が高まっており、例えば、投資機関、企業改革運動家、等もそれぞれの観点から、企業業績の判定への手掛りとして社会監査に関心を寄せつつあるのである⁴⁾。

かかる社会監査なる概念は、社会的責任に関して企業業績を測定もしくは評価することに関連するのであり、本節では社会監査の概念について、並びに社会的責任指向の企業経営に対するその意義について眺めることにする。

(i) 社会監査の定義

社会監査の概念は、論者によって社会監査の理解をしばしば異にするため必ずしも明確でない。されば、社会監査について論ずるにあたっては、まずその定義を示すことが必要である。

多くの論者が社会監査について論じているが、そこでの社会監査の概念は多様である。例えば、パウアーらは、監査なる語の厳密でない使用が会社社会監査に関する議論を特徴づけていること、監査とはなんらかの外部者による事実性の独立的な証明を意味することを指摘しつつ、“社会監査”の意味を「社会的インパクトをもつ会社活動のうちの有意義で限定可能な幾つかの領域を体系的に見積り報告すること⁵⁾」としてとらえている⁶⁾。

スタイナーは、社会的責任を果すために会社がとるべき行動の1つとして社会監査を挙げつつ、それは「経済的業績と対比される、会社の社会的業績の分析および、もしくは評価⁷⁾」を指すこと、しかしながら、社会監査がなんであるのか、もしくは会社がどのようにしてその実施に着手すべきかについてはコンセンサスは存在していないことを指摘する⁸⁾。

更にセティは、企業の社会的責任は多次元的尺度に基づいてのみ定義可能であると述べた⁹⁾あと、社会監査の目的についてつぎのようにいう。「従って、ミクロ・レベルでの社会監査の目的は、企業の社会的責任なる広い語のすべてもしくは大きな部分を同定可能な構成要素に分解することを助けること、およびこれらの構成要素の測定を可能にする尺度を開発することである。従って、目標は、社会的責任の種々の要素に相対的なウェイトと優先順位を与えることに関して、および業績を監視する責任を負うことに関して、政治的過程の中で種々の機関とグループを助けることであり、また、かくして確立される新しい業績基準にかなうよう、現存のならびに出現しつつある社会経済機関がその手続と目標を変えることを助けることである¹⁰⁾。)

以上は、企業社会監査の定義についての論者の見解の一端であるが、これらの見解は、社会監査の定義について統一的な見解が必ずしもみられないことを明らかにする一方、社会監査というものが、ひとまず社会的責任に関する企業業績についての測定に、ないしは測定と評価にかかわることを示しているように思われる。すなわち、それは社会的責任について企業業績をなんらかの形で測定すること、あるいは測定し評価することを、もしくは、そのような測定のための、ないしは測定と評価のための方法を総称しているといえよう。評価はその前提としての測定を含むと解するならば、社会監査は、

「企業の社会的責任関連活動の業績を測定ないしは評価すること、もしくはそのための方法」として、ひとまず定義しようと思われる。社会的責任の測定ないし評価ということに対して社会監査なる語を用いることがバウアーらも指摘するように、「監査」の本来の意味にかなうかどうかという問題が存在するが、いわゆる社会監査の定義としては一応、上のように解することが適切であろう。

(ii) 社会監査の種類

社会監査なる語は、社会監査活動を行なうことといういわば動詞的な意味に用いられることが多いと思われる。この場合、かかる社会監査の内容は論者によってさまざまである。社会監査は、その主体、目的、領域ないし対象、あるいは方法ないし手法の相違によって幾つかの種類が存在することになるのである。以下、この点について順次述べるならば、つぎのようになる。

第1に、社会監査はそれを行なう主体がたれであるかによって幾つかの種類に分かれる。それらは、大きく分けて2つの範疇に分類しようであろう。すなわち、それは企業自身もしくはその意を受けた関係者によって行なわれるそれと、企業外部のグループが独自の観点から企業とは離れて行なうところのそれとに分けることができるであろう。なお、前者は企業の自発的意志によって行なわれる社会監査と、政府の強制の下で行なわれるそれとに分類しようが、社会監査概念の提唱者の多くは自発的社会監査を考えているとみてよい。

第2に、社会監査は、その目的によっても分類が可能である。企業によって行なわれる社会監査についていえば、諸論者のそれは企業をめぐる諸関係者に対して社会的責任関連の企業業績を公表ないし開示 (disclosure) することを主たる目的とするものと、どちらかといえば業績の公表よりは社会的責任指向の経営プロセスあるいは内部管理プロセスの一環として位置づけることを目的とするものとに大別しようである¹¹⁾。

この点に関してより詳しくいうならば、例えば、社会監査概念の先駆的提唱者であるポーエン¹²⁾ およびゴイダー³¹⁾ は、社会監査についてそれぞれつ

ぎのように説明する。

すなわち、ポーエンは企業による社会的責任の引き受けをより効果的ならしめるための、企業の組織と慣行の諸改革を提案している¹⁴⁾。それらは、取締役会の構成の変更、経営職能への社会的観点の導入、社会監査、経営者の教育、経営者の政府参加、企業活動についての弘報宣伝、企業の倫理的綱領の発展、および社会科学の研究への支援である。そして社会監査についてはかれは、価格、賃金、研究・開発、広告、P.R., 人間関係、地域社会関係、雇用の安定などに関する会社政策に対して外部の専門家が第三者的な公平な評価を行ない、その結果についての報告を経営者に提出することを提案する。そして、この報告は経営者のための資料となり、一般には公表されないという¹⁵⁾。

ポーエンに数年遅れてゴイダーもまた、社会監査制度の必要性を指摘している。かれは、その従業員、消費者、地域社会との関係の諸領域で大企業が社会的責任をどのように果しているかをパブリックに定期的に知らせるような制度が考えられねばならず、かかる監査制度はさしあたり、企業によって自主的に受け入れられるべきこと、また、監査は企業あるいは他の団体の指示する受託者によって遂行されるべきことを提案するのである¹⁶⁾。

以上のようにポーエンとゴイダーは企業社会監査が社会的責任に関する企業業績の測定もしくは評価に係わることでは見解を共通にする一方、その目的については意見を異にしている。ポーエンにあっては社会監査のいわば内部管理的用具としての意義が強調されており、ゴイダーにあっては企業業績の外部公開への社会監査の役割が強調されるのである。

このように企業による社会監査は、その目的によって2つの範疇に分かれる。なお、企業による社会監査のうち、業績の公表よりは経営管理目的のための企業業績の評価を主たる狙いとするような種類のそれは、その具体的な目標に従って更に幾つかに分類しうるのであろう。すなわちそれは、それがなんらかの外部的な評価基準に従って企業業績の評価を試みようとするものである¹⁷⁾のか、あるいは、経営管理過程におけるいわゆる統制過程の一環として計画の目標値の見地から業績の評価を行ない、管理活動の合理化に貢献

しようとするものである¹⁸⁾のか、更には、企業業績自体の評価というよりは、業績達成のための経営活動のプロセスについてその評価を行なおうとするものである¹⁹⁾のかによって、更に分類が可能である。

第3に社会監査は、企業業績の測定もしくは評価の領域ないし対象をどのように解するかの違いによってさまざまなものが存在することになる。提唱される社会監査がどのようなインタレスト・グループに対する企業責任をとり上げているのか、あるいは、特定グループに対する責任のうちでも、どのような種類のそれをとり上げているのかは、論者によってしばしばかなり異なるのである。

第4に、社会監査はそれが業績の測定、評価、あるいは公表をどのような方法によって行なうかの相違によってさまざまな種類が存在することになり、ここからまた、幾つかの範疇に分類しうることになる。企業業績の測定についていえば、論者の社会監査には社会的責任関連活動の成果を貨幣価値的数値で総合的に測定しようとするもの²⁰⁾も存在すれば、あるいは、成果をなんらかの指数で測定しようとするものもある²¹⁾。また、企業業績の外部公表を意図するような種類の社会監査をとり上げた場合、論者の示す業績公表の方法は多様であって、ディレイらが社会監査を業績公表の方法における相違に従ってつぎの4つの範疇に分類している²²⁾ことはよく知られている。それらは(1)インベントリイ・アプローチ（これは企業による社会的責任活動についてその項目のみを公表する）、(2)費用もしくは支出のアプローチ（これは、社会的責任関連活動についてその項目のみならず項目毎の支出費用をも公表する）、(3)プログラムド・マネジメント・アプローチ（これは、社会的責任活動についてその項目と支出された費用に加えて、活動の目標値の達成の程度を公表する）、および(4)ベネフィット・コスト・アプローチ（これは企業活動が関係者に対してもたらしたベネフィットとコストを対表示した計算書を作成する方法である）である。

このように、さまざまな社会監査概念が論者によって主張されている。そのうちの幾つかについてその内容を示すならば、つぎのようである。

(a) リノウスの社会経済活動計算書

社会監査は、企業による社会的責任実践の程度を測定あるいは評価しようとする。この場合、社会的責任の見地から企業の業績をどのように測定するかについてさまざま方法が論者によって提示されている。提示される代表的な方法の1つとしては、利害関係諸集団への企業による社会的責任実践の程度を企業がかれらにもたらした便益と犠牲について貨幣価値的見地から総合的に把握しようとするものを挙げるができるであろう。

現在のところ実践において試みられつつあるこの種の努力の代表的な例としては、アプトによって提唱されアプト社において実践されている社会監査方式²³⁾がよく知られている。それは、企業活動が関係者（スタッフ、地域社会、一般公共）に対してもたらしたベネフィットとコストを貨幣価値的タームで対応表示し、企業の社会的責任関連活動の価値を総合的に測定しようとするものである。アプトと並んで、企業の社会的責任関連活動の結果の総合的かつ貨幣価値的な把握に関する実践的方法を開発せんと努めている1人に、リノウスを挙げるができる。ここではかれの提唱する社会監査方式を示すことにする。

リノウスは企業活動が関係者に対してもたらすところの便益（「改善」）と犠牲（「損失」）を総合的に把握するこの必要性を強調しており、企業は損益計算書および貸借対照表と並んで社会経済的活動に関する計算書（socioeconomic operating statement）をもつべきことを主張する²⁴⁾。リノウスによるとかかる計算書とは、従業員とパブリックの福祉、製品の安全、および環境条件といったことを改善することを目的として企業が自発的に行なった支出に関する表であって、それは、経営者、社会学者、会計士、経済学者、等からなる企業内の学際機関によって準備され、外部の独立的な学際機関によって監査されるのである²⁵⁾。

リノウスはこのような社会経済的活動計算書のための基本的ガイドラインとして、つぎの10箇条を挙げる²⁶⁾。すなわち(1)、社会的便益をもたらす活動であっても、法もしくは組合との協約によって要請されたものは企業による改善活動に含まれない。(2)、社会的便益をもたらす活動が法もしくは組合との協約で要請されているにも拘わらず、無視あるいは延引されているなら

ば、そのような項目に関するコストは当年度の損失として計上される。(3), 社会的便益をもたらす活動に時間を費したスタッフへの俸給は、改善に含まれる。(4), 社会機関への現金と製品の配分は、改善に含まれる。(5), 構内もしくは製品に安全対策を施すための自発的な経費支出は、改善に含まれる。(6), 従業員もしくはパブリックの保護のための安全対策を怠ることは、それが合理的なコストで導入可能な場合、損失に計上される。(8), 従業員や地域住民のための運動場や保育施設の自発的な建設のコスト、およびその運営費は、改善に含まれる。(9), 露天掘りの跡地、等に関する景観回復のコストも、それが法で要請されたものでない場合、改善に含まれる。(10), 健康・美・安全準備の向上のために企業施設に余分に投じられたコストは、改善に含まれる。

リノウスは、以上のようなガイドラインに基づいて作成される社会経済的計算書の具体的フォームを、つぎのように示している²⁷⁾。

ケミカル・プロダクツ社の社会経済的活動計算書

(1973年12月31日を期末とする年度)

I 社会的活動——人間関連

A——改善

1. マイノリティへの企業技術援助プログラム	4,000ドル
2. 非常洪水救助活動	3,000
3. 身障労働者訓練計画	8,000
4. 経営者の時間一病院管理人として	5,000
5. マイノリティ雇用プログラム—訓練と回転の	6,000
	超過コスト
6. 従業員の子弟のための保育センター設立と維持	
のコスト；自発的に設立	<u>11,000</u>
改善の総計	37,000

B——損失を控除

1. 水力式安全制御システムの設置の延期——単位当たり費用	
	<u>16,000</u> <u>16,000</u>

C——人間関連活動一年度の純改善	<u>21,000ドル</u>
II 社会的活動—環境関連	
A——改善	
1. 汚染制御のための水質監視システムの 設置費用	22,000
2. 企業所有の景観破壊地および堆積廃棄 物の清掃と美化	41,000
3. 経営者の時間—州の環境保護機関への 無料相談サービス	<u>4,000</u>
改善の総計	67,000
B ——損失を控除	
1. 廃液処理施設の延期	60,000
2. 大気汚染減少のためのより高い煙突の 設置の延期	<u>19,000</u>
損失の総計	<u>79,000</u>
C——環境関連活動一年度の純欠損	<u>(12,000ドル)</u>
III 社会的活動——製品関連	
A——改善	
1. 家庭での使用には安全でないと判断さ れたアルカリ製品の自発的製造中止— 計画された年次純利益	23,000
2. 政府の製品安全委員会に派遣中の化学 技術者の俸給	21,000
改善の総計	44,000
B——損失を控除	
1. 製造時の危険を減少するための工程再 設計のコスト—安全会議により勧告さ れるも実施を延期	<u>36,000</u> <u>36,000</u>

C——製品関連活動一年度の純改善	8,000ドル
1973年12月31日を期末とする年度の社会経済的改善の総計	<u>17,000ドル</u>
加算：1973年1月1日の社会経済的改善純累積	<u>176,000ドル</u>
1973年12月31日現在の純社会経済的改善の総合計	<u>193,000ドル</u>

(b) プログラムド・マネジメント・アプローチおよびプロセス監査

上の社会監査は社会的責任に関する企業業績全般の測定に関連するが、論者によって提唱される社会監査には企業による慈善的寄付活動の如きなんらかの社会関連活動を対象に、その効果的な内部管理への貢献を狙いとして業績の測定あるいは評価を行なおうとするものが含まれる。バンク・オブ・アメリカの副社長であるバッチャーの提唱するプログラムド・マネジメント・アプローチ、あるいはパウアーの提唱するプロセス監査がそれである。

バッチャーが主張する社会監査へのプログラムド・マネジメント・アプローチ²⁸⁾では、企業による慈善的寄付活動の如き費用支出を伴うなんらかの社会関連活動についてその目標値と実績を示すことによって、かかる活動を効率的たらしめることが主たる狙いとされている。かかる方式にあっては「われわれの特殊な社会指向的プログラムのより良き評価と管理をわれわれに可能にするような内部的な管理情報システムの展開²⁹⁾」が試みられており、外部報告へのその意義は2次的重要性をもつにすぎないこと、また、その目的は、つぎのようなシステム、すなわち、(1)社会的プログラムのための支出費用を示すような、(2)プログラムの効率を評価するような、(3)賢明な予算管理を可能にし投資への社会利益率を改善するようなシステムの展開にあることを主張している³⁰⁾。具体的にはそれは、社会関連活動、かかる活動への支出された費用、および活動における目標値の達成状況を示そうとするのである。

社会への貢献を指向して企業により行なわれるなんらかの社会サービス活動は、そのための費用ないし資金の支出を伴うが、活動が効果的に遂行され資金が有効に利用されるためには活動の成果を活動への支出費用の見地から評価することが不可欠である。すなわち、支出の大きさに照応する業績目

標を明らかにし、実績をかかえる目標と対比することによって、活動の評価を行なうことが必要となる。プログラムド・マネジメント・アプローチは、経営管理者がこのような評価活動ないし統制活動を行なうことに貢献するのである。

ところで、社会サービス活動によってはその効果を明確に測定し難く、またそれ故に活動の目標値を具体的に設定し難い場合が存在する。このような状況下で企業がその社会関連活動を効果的に遂行することを助けようとするものが、バウアーらの主張するプロセス監査である³¹⁾。

バウアーらは教育機関への企業寄付支出の社会的効果の測定と評価の場合にみられるように、企業の社会的活動についてその結果を測定するための、また結果の是非を評価するための尺度と基準が、しばしば明確でないとする。そして、かかる状況ではプロセス監査が適切であるという。すなわち、殆んどサービス・プログラムにみられるように業績評価の適切な尺度が存在しない場合、プログラムの設定の動機ならびにプログラムの意図と論理を検討することによって、および寄付金額のようななんらかの中間的尺度を通じて業績を測定することによって、その評価を行なうことを契めるのである³²⁾。

要するにバウアーらは、費用支出を伴うにも拘わらず活動の目標値を明確には設定し難いような、また、活動の結果を適切には測定しえないような社会関連活動の場合には、活動の意図ないし論理が適切ならば費用支出は正当化されることになり、且つ支出ないし支出行為の程度はそのまま活動の効果の程度を示すことになるとみるのである。プロセス監査は社会関連活動についてその論理の検討となんらかの間接的尺度による業績測定とを行なうことにより、活動の効率化と促進に寄与せんとするのであって、それはその意図の点でプログラムド・マネジメント・アプローチに共通するといえよう。

第3節 社会監査の意義

いわゆる社会監査がなにを意味するかは、これまでの考察によってかなりに明らかとなったと思われる。社会的責任に関して企業業績の測定もしくは

評価を行なうところの社会監査が、企業経営者はむろんのこと、企業の社会的責任問題に関心を抱くところの外部者にとっても少なからぬ意義をもちうることは言をまたないと思われる。

社会的責任指向の経営政策活動は、社会的責任に関する統制活動を含んでおり、経営者は社会的責任の見地から企業業績を測定し、それを政策目標に照らして評価することを必要とする。あるいは、将来におけるより適切な経営政策の策定のためには経営者はまた、社会的責任に関する企業業績を把握し、それをなんらかの社会的基準に照らして評価せねばならないのである。更には、企業によるその業績の公表を社会のひとびとが要求しはじめるに伴い、経営者は、企業活動に対する社会的コンセンサスを得るために、社会的責任に関する企業業績を自発的に公表することを必要としつつある。経営者がこれらの要請に答えていくにあたり社会監査の概念が意義をもちうることは、いうまでもないであろう。

他方、社会監査の概念はまた、企業の外部のひとびとにとっても意義をもつであろう。地域住民、労働組合、政府、等の利害関係者が企業に対してなんらかの要求を行なう場合、かれらの要求が適正であり且つ企業によって効果的に受け入れられるためには、それは企業の社会的業績についての客観的にして適切な分析に基づくものであることを必要とする。そして、社会監査の概念はこの種の要請にも貢献しうるであろう。

このように社会監査の概念は、もしそれが十分に展開された場合には企業経営者にとって、ならびに企業外部のひとびとにとって少なからぬ意義をもちうることになる。しかしながら、現状では社会監査の概念は未だ検討の余地を残しているように思われる。

例えば、リノウスによって提示されるところの社会監査方式についていえば、それは従業員、消費者、ならびに地域社会というグループに対して企業がどの程度に責任を履行しているかを示そうとするが、他のグループの場合についてはとり上げられていない。従業員に対する責任に関しても、雇用あるいは賃金をめぐっての責任遂行状況は示されていない。あるいは、この方式では、企業による責任履行の程度を幾つかの項目について貨幣価値的ター

ムでとらえ単純にそれらを合計することによって、企業による責任履行の程度を測定せんとするが、責任項目の間のウェートを考慮しないこのような計値がどこまで意義をもつかも問題となりうるであろう。

このことから明らかなように、社会監査は必ずしも完成されたものとはいえないのであり、それが社会的責任に関する企業業績の測定と評価にとり十分な実践的意義をもちうるためには、そのより一層の理論的拡充と深化が望まれるのである。

注

- 1) 高田教授は、社会監査に関連してこの意味のことを強調しておられる（細井卓編「現代の経営政策」，昭和53年，204～5頁）。
- 2) 例えば，George A. Steiner, *Business and Society*, second edition, 1975, S. Prakash Sethi, ed., *The Unstable Ground: Corporate Social Policy in a Dynamic Society*. なお，社会監査に関する内外の文献の一覧が高田教授によって示されている（高田馨稿「企業社会監査の構造」，大阪大学経済学，昭和52年3月）。
- 3) 例えば，坂本安一編「環境会計」，昭和50年。
- 4) Raynond A. Bauer and Dan H. Fenn, Jr., "What is a Corporate Social Audit?," *Harvard Business Review*, January-February, 1973, pp. 38～9.
- 5) *Ibid.*, p. 38.
- 6) *Ibid.*, p. 38.
- 7) G. A. Steiner, "Social Policies for Business," *California Management Review*, Vol. XV, No 2, 1972 (reprinted in Edward A. Nicholson et al., eds., *Business Responsibility and Social Issues*, 1975, p. 375).
- 8) E. A. Nicholson et. al., eds., *op. cit.*, p. 38.
- 9) S. P. Sethi, "An Emerging Trend in Measuring Corporate Social Performance" in Dow Votaw and S. P. Sethi, *The Corporate Dilemma*, 1973, p. 219.
- 10) *Ibid.*, p. 219.
- 11) かかる区分は，必ずしも絶対的なものではない。社会的責任指向の経営活動はそ

の構成要素として、社会的責任に関する企業業績の公表を伴う必要があり、この意味では公表を目的とする社会監査も経営プロセスの一環であり、その用具であるといえる。

- 12) Howard R. Bowen, *Social Responsibilities of the Businessman*, 1953 (日本経済新聞社訳「ビジネスマンの社会的責任」, 昭和35年)。
- 13) George Goyder, *Responsible Company*, 1961 (喜多丁祐訳「第三の企業体制」, 昭和35年)。
- 14) ボーエン, 前掲訳書, 13章。
- 15) 同書, 211~2頁。
- 16) ゴイダー, 前掲訳書, 17章。
- 17) 前述のボーエンのものは、この範疇に属するといえる。
- 18) 後述のプログラムド・マネジメント・アプローチやバウアーとフェンのプロセス監査は、これに属するであろう。
- 19) 高田教授はこのような試みとして、バウアーらのプロセス監査を挙げておられる(高田馨, 前掲稿, 323頁)。但し、ここでいうバウアーらのプロセス監査とは、かれがフェンとともに提唱するそれではなく、その後提唱しているそれをいう(R.A.Bauer, L. T. Cauthorn, and R. P. Warner, "Auditing the Management Process for Social Performance, *Business and Society Review*, Fall 1975")。
- 20) 例えば、後述のリノウスの方式。
- 21) 例えば、日本経済新聞社の方式。
- 22) Steven C. Dilley and Jerry J. Waygandt, "Measuring Social Responsibility: An Empirical Test," *Journal of Accountancy*, September, 1973.
- 23) Clark C. Abt, "The Social Audit Techniques for Measuring Socially Responsible Performance," in Melvin Anshen ed., *Managing the Socially Responsible Corporation*, 1974.
- 24) David F. Linowes, "The Corporate Social Audit," in Jules Backman ed., *Social Responsibility and Accountability*, 1975; D. F. Linowes *The Corporate Conscience*, 1974.
- 25) T. Backman ed., *op. cit.*, p. 102.

- 26) Ibid., pp. 103～4 .
- 27) D. F. Linowes, *The Corporate Conscience*, p.117.
- 28) Bernard L. Butcher, “The Programmed Management Approach to the Corporate Social Audit”, in S. P. Sethi, ed., *op. cit.*.
- 29) S.P. Sethi. *op. cit.*, p. 102.
- 30) Ibid., p. 102.
- 31) R.Bauer and D. H. Fenn, Jr., *op. cit.*. なお, バウアーらのプロセス監査概念のその後の展開については, R. Bauer, “The Corporate Social Audit: Getting on the Learning Curve”, *California Management Review*, 16-1, 1973 (reprinted in S.P. Sethi ed., *op. cit.*) .
- 32) R.Bauer and D. H. Fenn, *op. cit.*, pp. 46～7 .